

事務事業及び予算の執行実績 (令和 7 年度分)

収用委員会事務局

目 次

収用委員会事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	2
事業の根拠法令調	4
職員配置調	5
令和 7 年度歳入予算執行状況調	6
郵券等受払調	8
令和 7 年度歳出予算執行状況調	10
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	12
負担金支出調	13
備品・図書調	13

収用委員会事務局の施策等の概要

1 施策概要

収用委員会は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用について、公共の利益の増進と私有財産に対する正当な補償との調整を図るため、土地収用法に基づき都道府県に設置される行政委員会であり、同法及び地方自治法により、知事、議会及び監査委員から独立して職権を行使している。（その組織に関する事務及び庶務を除く。）

収用委員会では、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業を行う者（起業者）から土地等の収用又は使用の裁決申請や明渡裁決の申立てを受け、公開による審理や現地調査、不動産鑑定評価等を行い、中立・公正な立場で起業者及び土地所有者等の権利者から意見を聴いて裁決を行うほか、状況に応じて当事者に和解を勧める。

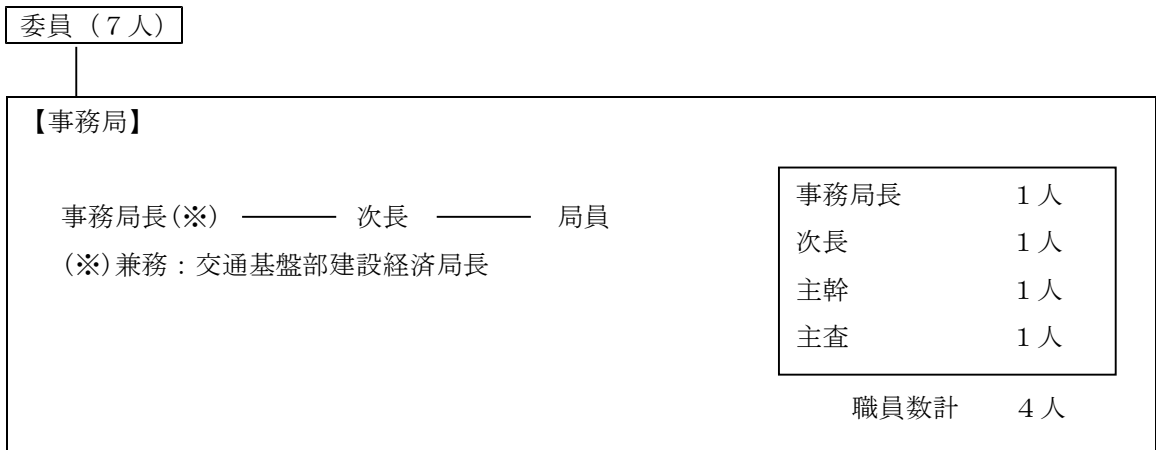
また、道路事業や土地区画整理事業等の施行に伴って生じた損失の補償について、施行者と損失を受けた者の協議が成立しない場合、施行者又は損失を受けた者の裁決申請を受け、損失補償の裁決を行う。

さらに、土地等の取得に係る紛争処理制度として、収用手続のほか、県知事が任命する委員が行うあっせん又は仲裁があるが、これらの申請が当事者から県知事になされた場合、委員の推薦を行う。

収用委員会事務局は、土地収用法に基づき設置され、収用委員会が中立・公正な立場から迅速に審理を進め、適正な裁決等を行えるよう、土地収用法に定める各種手続や会議の開催、情報の収集、資料の整理など必要な事務を行う。

事務事業の概要

< 組織図 >



静岡県収用委員会委員

No	区 分	分 野
1	会長	法律
2	会長代理	経済
3	委員	行政
4	委員	法律
5	委員	経済
6	委員	法律
7	委員	経済
—	予備委員(第1順位)	法律
—	予備委員(第2順位)	経済

1 事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

（１） 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

ア 収用委員会費（人件費） 2,189,900 円

収用委員会の委員報酬（7人分）である。

イ 収用委員会運営事業費 721,226 円

収用事件の裁決申請等に対応するため、収用委員会の運営を行った。

<令和7年度 収用裁決等案件>

項 目	前年度からの継続件数	令和7年度申請等件数	計	処 理 状 況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下	計	
裁決申請	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
明渡裁決申立								
損失補償裁決申請	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

<令和7年度 収用委員会等開催状況>

区分	委員会	指名委員協議	審理	調査等	その他	計
回数	7 回	0 回	0 回	0 回	1 回	8 回

2 評価、課題及び改善

（１） 評価

ア 「審理及び裁決等に関する事務」

令和6年度から継続中の事件はなく、令和7年度中も新たな裁決申請はなかったが、裁決申請が見込まれる事件の情報を収集し、事件の概要を早期に把握の上、委員会へ情報提供を行った。

また、審理に関する理解を深めるため、他都道府県で開催された審理を傍聴した。

イ 「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

中部地区6県の収用委員会で構成される連絡協議会に向けて、補償の可否や物件移転の方法等の考え方を整理し、委員会に説明することで裁決に係る知識、情報を習得したほか、当県と他都道府県とで構成する収用事務主管者連絡協議会等で事例研究を行い、職員の資質向上に取り組んだ。

また、委員会の会議において、新たにタブレット端末を導入してペーパーレス化を図り、効率的な会議運営に寄与した。

上記のとおり、事件に係る手続を迅速かつ適正に行うための態勢が確保された。

（２） 課題

ア 「審理及び裁決等に関する事務」

土地収用法では「収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。」と定められており、公正中立かつ正確であることのみならず、迅速な処理が求められている。令和３年度以降は裁決申請案件がないことから、今後申請がなされた場合に備えて、裁決事務の具体的な処理や進め方について把握しておく必要がある。

イ 「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

土地収用法をはじめとする法律や損失補償に関する専門的な知識を習得し、引き続き職員の資質向上を図る必要がある。

(3) 改善

ア 「審理及び裁決等に関する事務」

裁決事務の中で、特に重要である審理の進行について、過去の事例の参照や他都道府県の審理傍聴を通じて、あらかじめ確認しておき、裁決申請があった事件に係る審理が円滑に実施されるよう努める。

イ 「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

外部機関が主催する研修の活用等により専門的な知識を習得するとともに、事務局内で研修の機会を設け、過去の裁決事務の具体的な処理を確認することで職員の資質向上を図る。

事業の根拠法令調

事業名	根 拠 法 令
静岡県収用委員会	土地収用法（第 51 条、第 58 条） 地方自治法（第 180 条の 5 第 2 項）

職 員 配 置 調

(令和 8 年 4 月 1 日 現在)

区 分		収用委員会事務局	計
配 置 職 員	職員(事)	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)
	職員(技)		
	暫定再任用職員 (事)	1 人	1 人
	暫定再任用職員 (技)		
	定年前再任用短時間勤務職員 (事)		
	定年前再任用短時間勤務職員 (技)		
	計	3 人 (1 人)	3 人 (1 人)
	会計年度任用職員		
	臨時的任用職員		
	計		
合計		3 人 (1 人)	3 人 (1 人)

(注) カッコ書きの 1 人は、事務局長 (交通基盤部建設経済局長と兼務 (先方在勤)) である。

令和 7 年度歳入予算

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充当額	計	
	円	円	円	円	円
第14款 諸 収 入	8,072,000	△ 8,072,000	0	0	(0) 0
第7項 雑 入	8,072,000	△ 8,072,000	0	0	(0) 0
第2目 雑 入	8,072,000	△ 8,072,000	0	0	(0) 0
雑 収	8,072,000	△ 8,072,000	0	0	(0) 0
計	8,072,000	△ 8,072,000	0	0	(0) 0

執行状況調（一般会計）

()内は、本庁に係る額 内書

収 入 済 額		不 納 欠損額 D	収 入 未済額 E	予 算 現 額 に 対 す る 収 入 済 額 の 増 減	収入 歩合 B+C A-D	納期内 収入率 B A-D	摘要
納 期 内 B	納 期 後 C						
円	円	円	円	円	%	%	
(0)	(0)				(100.0)	(100.0)	
0	0	0	0	0	100.0	100.0	
(0)	(0)				(100.0)	(100.0)	
0	0	0	0	0	100.0	100.0	
(0)	(0)				(100.0)	(100.0)	
0	0	0	0	0	100.0	100.0	
(0)	(0)				(100.0)	(100.0)	
0	0	0	0	0	100.0	100.0	
(0)	(0)				(100.0)	(100.0)	
0	0	0	0	0	100.0	100.0	

郵 券 等 受 払 調

(令和8年3月31日現在)

(単位：枚、円)

区分	種類	令和6年度						令和7年度								摘要
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出		差引現在高		
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
収入印紙	10,000円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5,000円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2,000円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1,000円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	400円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0		0		0		0		0		0		0		
タクシーチケット	静岡市タクシー事業協同組合	0		60		0		0		60		0		0		
計		0		60		60		0		60		60		0		

(注) タクシーチケットの払出欄については、上段：使用分、中段：廃棄分、下段：返納分

余 白

令和 7 年 度 歳 出
(一 般

科 目	予 算 現 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費支出 ・ 流用増減	計
	円	円	円	円	円
第10款 交通基盤費	21,107,000	△ 17,140,000	0	0	3,967,000
第1項 交通基盤管理費	21,107,000	△ 17,140,000	0	0	3,967,000
第3目 収用委員会費	21,107,000	△ 17,140,000	0	0	3,967,000
収用委員会費 (人件費)	10,379,000	△ 7,585,000	0	0	2,794,000
収用委員会運営 事業費	10,728,000	△ 9,555,000	0	0	1,173,000
計	21,107,000	△ 17,140,000	0	0	3,967,000

予 算 執 行 状 況 調
会 計)

()内は、本庁に係る額 内書

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	特 定 財 源 額 (決 算 額)	摘 要
円	円	円	円	
(2,911,126) 2,911,126	(0) 0	(1,055,874) 1,055,874	分担金及び負担金 0 使用料及び手数料 0 国庫支出金 0 財 産 収 入 0 繰 入 金 0 繰 越 金 0 諸 収 入 0 県 債 0	
(2,911,126) 2,911,126	(0) 0	(1,055,874) 1,055,874	分担金及び負担金 0 使用料及び手数料 0 国庫支出金 0 財 産 収 入 0 繰 入 金 0 繰 越 金 0 諸 収 入 0 県 債 0	
(2,911,126) 2,911,126	(0) 0	(1,055,874) 1,055,874	分担金及び負担金 0 使用料及び手数料 0 国庫支出金 0 財 産 収 入 0 繰 入 金 0 繰 越 金 0 諸 収 入 0 県 債 0	
(2,189,900) 2,189,900	(0) 0	(604,100) 604,100	分担金及び負担金 0 使用料及び手数料 0 国庫支出金 0 財 産 収 入 0 繰 入 金 0 繰 越 金 0 諸 収 入 0 県 債 0	静岡県収用委員会の委員報酬である。不用額は、委員報酬の確定に伴う残である。
(721,226) 721,226	(0) 0	(451,774) 451,774	分担金及び負担金 0 使用料及び手数料 0 国庫支出金 0 財 産 収 入 0 繰 入 金 0 繰 越 金 0 諸 収 入 0 県 債 0	静岡県収用委員会の運営に要した経費である。不用額は、事業費の確定に伴う残である。
(2,911,126) 2,911,126	(0) 0	(1,055,874) 1,055,874	分担金及び負担金 0 使用料及び手数料 0 国庫支出金 0 財 産 収 入 0 繰 入 金 0 繰 越 金 0 諸 収 入 0 県 債 0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節 名	会 計	款	項	目	執 行 済 額 (円)		
					令和6年度	令和7年度	
							左のうち、 前年度か らの繰越 額分
(12) 委 託 料							
計					0	0	0
(14) 工 事 請 負 費							
計					0	0	0
(16) 公有財産 購 入 費							
計					0	0	0
(17) 備 品 購 入 費							
計					0	0	0
(18) 負担金、 補助及 び交付金	1 一般会計	10 交通 基盤費	1 交通基盤 管理費	3 収用委員会費		145,200	
計					68,200	145,200	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金							
計					0	0	0

負担金支出調

(令和 7 年度)

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	NOMA行政管理 オンライン講座 参加負担金	一般社団法人 日本経営協会	開催通知	公共用地取得の法 律事務	円 36,300	7. 6. 27
2	NOMA行政管理講座 参加負担金	一般社団法人 日本経営協会	開催通知	不動産登記の実務	36,300	7. 7. 18
3	NOMA行政管理 オンライン講座 参加負担金	一般社団法人 日本経営協会	開催通知	不動産登記実務講 座 (表示・権利 編)	36,300	8. 2. 6
4	NOMA行政管理講座 参加負担金	一般社団法人 日本経営協会	開催通知	公共事業に伴う行 政代執行の実施方 法・事例解説	36,300	8. 2. 20
計		4 件			145,200	

備 品 ・ 図 書 調

(令和 7 年度)

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	令和 7 年 3 月 31 日 現在	増		減		令和 8 年 3 月 31 日 現在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
1—10 印判類	1	() 0	円 0	() 0	円 0	1
2—1 情報処理機器類	1	() 0	0	() 1	0	0
計	2	() 0	0	() 1	0	1

管理換え、分類換え及び区分換えについては、「増減数量」欄の () 欄に再掲する。